

# 配電事業者・特定卸供給事業者の 議決権・会費について

2021年12月7日

電力広域的運営推進機関 事務局

- ◆ 2020年6月に改正された電気事業法において、**新たに特定卸供給事業及び配電事業が規定**された。これに伴い、**広域機関の会員となる配電事業者・特定卸供給事業者の議決権、会費・特別会費の扱いについて定める必要**がある。
- ◆ 今回定める内容は、**現在、広域機関の会員ではない事業者に対して義務・責任等を定めるもの**となるため、12月3日に資源エネルギー庁の持続可能な電力システム構築小委員会（**構築小委**）**において議論されることとなった。**
- ◆ 本日は、構築小委において議論された配電事業者・特定卸供給事業者の議決権、会費・特別会費の扱いについて報告させていただきたい。

- ◆ 12月3日の構築小委の資料と議論に基づき、議決権・会費の取り扱いについてご報告する。

第13回構築小委（2021年12月3日）資料2-4抜粋

## 特定卸供給事業者(アグリゲーター)、配電事業者の議決権・会費及び容量拠出金について

- 2020年6月に改正された電気事業法において、新たに特定卸供給事業及び配電事業が規定されたところ。
- このため、電気事業法で電気事業者の会員加入が義務付けている電力広域機関における、特定卸供給事業者及び配電事業者の議決権の配分について適当かどうか御議論いただきたい。
- また、電力広域機関の運営に必要な資金は、全会員が納める一般会費と一般送配電事業者が納める特別会費により賄われている。
- このため、特定卸供給事業者の一般会費と一般送配電事業者と類似する特性を持つ配電事業者の一般会費と特別会費の扱いが適当かどうか御議論いただきたい。
- さらに、容量市場における容量拠出金の扱いについて、小売電気事業者と一般送配電事業者が負担することとされていたところ、一般送配電事業者と類似する特性を持つ配電事業者の容量拠出金の扱いが適当か御議論いただきたい。

### 【論点1 議決権】

- 特定卸供給事業者と配電事業者の各グループへの位置付け ----- 1-A
- 特定卸供給事業者への議決権の配分 ----- 1-B
- 配電事業者への議決権の配分 ----- 1-C

### 【論点2 会費】

- 配電事業者の特別会費と特定卸供給事業者と配電事業者の会費等 ----- 2-A~C

### 【論点3 容量拠出金】

- 容量市場における配電事業者の容量拠出金の扱いについて

◆ 現状の議決権は、3つの原則があり、下記のとおり整理されている。

第13回構築小委（2021年12月3日）資料2-4抜粋

## 現在の議決権配分の考え方

● 現状の議決権は、下記のとおり整理されている。

1. 会員を事業ライセンス毎※に3グループに分類し、各Gが、他より突出した議決権を保有しないように調整。各グループの議決権は、「**小売：発電：送配電**」=「**1：1：1**」になるよう配分。  
※2種類以上のライセンスを有する会員は、それぞれのグループの所属となる。同一ライセンスを複数有する会員は、代表会員に集約する。

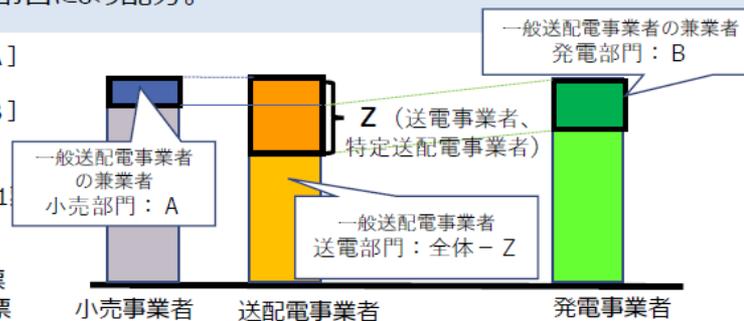
### 【具体的な計算事例】

全体を1000票、小売600者、発電600者、送配電50者（うち一送10者）とすると、

[小売]	全体	333.33票	→一社当たり	$333.33/600=0.56$ 票	-①
[発電]	全体	333.33票	→一社当たり	$333.33/600=0.56$ 票	-②
[送配]	全体	333.33票			-③

2. **1事業者あたりの議決権の重みが等しくするため**、小売電気事業者及び発電事業者グループについては総議決権を各会員平等に配分。
3. **送配電を含む一般送配電事業者及びその兼業者の合計が議決権全体の1/3を超えないよう**、送電事業者グループについては、下の配分割合により配分。

[小売Gにおける一送の兼業者の議決権A]  
 $A : ① \times 10 = 5.56$ 票  
 [発電Gにおける一送の兼業者の議決権B]  
 $B : ② \times 10 = 5.56$ 票  
 [一送を除く送配電Gの議決権Z]  
 $Z : ① + ② = 5.56 + 5.56 = 11.11$   
 →一者当たり  $11.11 / 40 = 0.28$ 票  
 [一送の議決権(③ - Z)]  
 $③ - Z = 333.33 - 11.11 = 322.22$ 票  
 →一者当たり  $322.22 / 10 = 32.22$ 票



◆ 議決権全体を1000とした場合の、各事業者別の1者あたりの議決権は下記のとおり。

事業者グループ	発電	送配電		小売
事業者種別	発電	一般送配電	送電・特定送配電	小売・登録特定送配電
会員数	974	10	36	716
集約後 議決権者数	573	10	36	580
議決権配分 (全体=1000)	333.33	333.33		333.33
1者あたり議決権	0.58	32.18	0.32	0.57
備考	A=5.82	計=321.77	Z=11.56	B=5.75

第12回通常総会 (2021.6.8) 時点

◆ 改正電気事業法における各事業者の定義は下記のとおり。

## **特定卸供給：**

発電用又は蓄電用の電気工作物を維持し、及び運用する他の者に対して発電又は放電を指示する方法その他の経済産業省令で定める方法により電気の供給能力を有する者(発電事業者を除く。)から集約した電気を、小売電気事業、一般送配電事業、配電事業又は特定送配電事業の用に供するための電気として供給することをいう（電気事業法第2条第15号の2）。

## **特定卸供給事業：**

定卸供給を行う事業であつて、その供給能力が経済産業省令で定める要件に該当するものをいう（電気事業法第2条第15号の3）。

## **配電事業：**

自らが維持し、及び運用する配電用の電気工作物によりその供給区域において託送供給及び電力量調整供給を行う事業(一般送配電事業及び発電事業に該当する部分を除く。)であつて、その事業の用に供する配電用の電気工作物が経済産業省令で定める要件に該当するものをいう（電気事業法第2条第11号の2）。

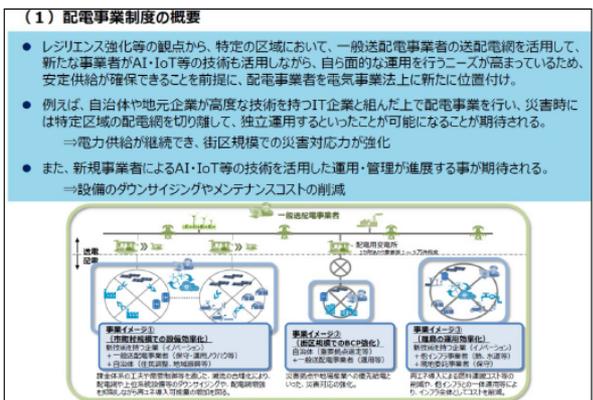
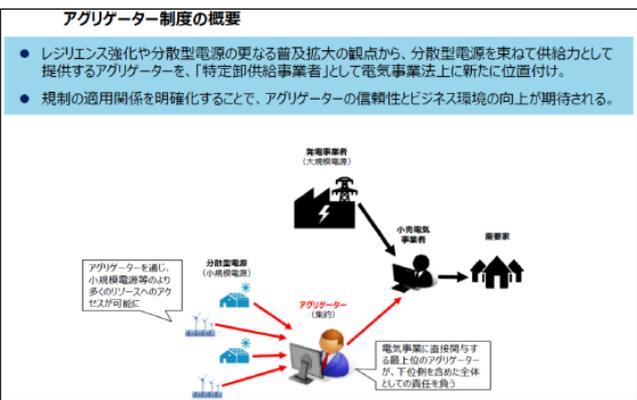
◆ 構築小委の議論により、特定卸供給事業者、配電事業者の各グループの位置付けは事務局の提案が受け入れられた。

第13回構築小委（2021年12月3日）資料2-4抜粋

## 【論点1】①特定卸供給事業者と配電事業者の各グループへの位置付け

- 現在の議決権は、3グループが同等の重みを持つように配分することで、議決権の分散を図り、業務運営の中立性・公平性を確保している。
- こうした仕組みを考慮し、「配電事業者」「特定卸供給事業者」も既存の3グループ内に位置付けた上で、特定卸供給事業者と配電事業者の議決権を検討することとしてはどうか。

<議決権の整理>	分類	所属事業者
	小売電気事業者グループ	小売電気事業者、登録特定送配電事業者
	発電事業者グループ	発電事業者、 <b>特定卸供給事業者</b>
	送配電事業者グループ	一般送配電事業者、送配電事業者、特定送配電事業者、 <b>配電事業者</b>



出所：第5回構築小委（2020年7月20日開催）資料1抜粋

- ◆ 特定卸供給事業者への議決権配分は、他発電事業者と同様に、発電事業者グループの総議決権を、発電事業者及び特定卸供給事業者の事業者数で按分することとなった。

第13回構築小委（2021年12月3日）資料2-4抜粋

## 【論点1】②特定卸供給事業者への議決権の配分

- 発電事業者グループにおける議決権の配分は、発電事業者グループの総議決権を事業者数で按分している。
- 電気の卸供給を行うという点で同種の事業者であることから、特定卸供給事業者と発電事業者で扱いを変えることはせずに、現在と同様に、発電事業者グループの総議決権を、発電事業者及び特定卸供給事業者の事業者数で按分することとしてはどうか。

5

◆ 配電事業者の追加に伴う送配電事業者グループの議決権の配分については、新たに2つの配分方法についてルールが作られることとなった。

第13回構築小委（2021年12月3日）資料2-4抜粋

## 【論点1】③配電事業者への議決権の配分

- 現在、一般送配電事業者及びその兼業者（発電・小売グループ含む）の合計が**議決権全体の1/3を超えないよう、下記のとおり算出**している。

$$A \text{ (一般送配電事業者の小売部門の兼業者)} + B \text{ (一般送配電事業者の発電部門の兼業者)} = Z \text{ (送電事業者 + 特定送配電事業者)}$$

**送配電事業者グループの議決権 - Z = 全一般送配電事業者の議決権**（各事業者の議決権は、事業者数で均等按分）

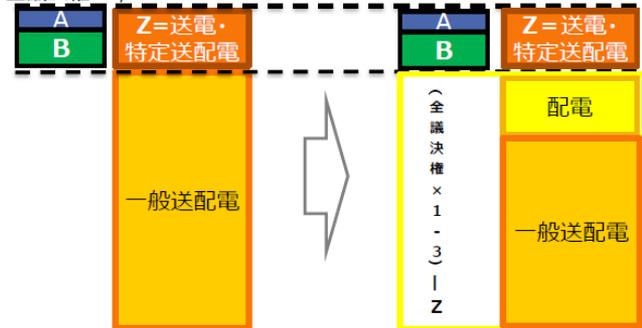
- 供給区域において電力システムを維持・運用する事業並びに電力システムを利用して発電および電気の小売を行う事業を兼業する電気事業者の議決権の合計が、**総議決権の3分の1を超えないこと**（2014.6.23第6回制度設計WG）
- 一般送配電事業者には託送供給等を行い、電圧および周波数を維持する義務が引き続き課せられるため、システムの安定的な運用のため一般送配電部門を持つ事業者が総会において一定規模の発言権を持つことが必要（2016.1.4電力広域機関資料「ライセンス制導入に伴う議決権の見直し案について」）

- その上で、**配電事業者への配分**については、一般送配電事業者と配電事業者の規模が反映されるよう、**下記の方法により議決権を配分**することとしてはどうか。

【配分方法】①全一般送配電事業者と全配電事業者の議決権の割合：電力量による按分※

②一般送配電内・配電内での各事業者の議決権は、事業者数で均等按分

全議決権×1/3



※按分に用いる電力量実績は、年度当初における会員を対象として把握できる最新年度（2年度前）の電力量を、当該年度を通して用いることとする。

※一般送配電事業者と配電事業者が親子関係等にある場合には、一般送配電事業者が議決権を有する会員となることとした上で、電力量についても一般送配電事業者に集約することとする。なお、親子関係を有する会員の電力量は、議決権を有する会員に集約する。

①全一般送配電/全配電の議決権の割合

=電力量で按分

(例：全一般送の電力量：90/全配電の電力量：10の場合、一送・配電全体の議決権を、全一送：全配電 = 9：1で配分)

②一般送配電内/配電内での各事業者の議決権は、事業者数で均等按分

(例：一送Aと一送Bでは同じ議決権配分/配電Cと配電Dでは同じ議決権配分)

◆ 制度開始当初、一般送配電事業者と比較して小規模な供給区域となる可能性が高い配電事業者の状況を考慮し、一定の議決権を保つことができるよう下限を設定することとなった。

第13回構築小委 (2021年12月3日) 資料2-4 抜粋

## 【論点1】③配電事業者への議決権の配分

- 制度開始当初、配電事業者が参入する場合、一般送配電事業者に比べてかなり小規模な供給区域となる可能性が高いことから、配電事業者の議決権が相当程度小さくなることが想定される。
- 他会員 (送電・特定送配電) と比べ、著しく小さいことから一定の議決権を保てるように下限を設定し、その下限は、送配電事業者グループ内では、議決権が最も小さい「送電・特定送配電事業者」を基準とすることとしてはどうか。

事業者グループ	発電	送配電			小売
事業者種別	発電・特定卸供給	一般送配電	配電	送電・特定送配電	小売・登録特定送配電
ケース1 (大規模・30者)	0.51	24.77	1.81	0.79	0.54
ケース2 (小規模・30者)	0.51	30.10 (下限設定：27.82)	0.03 (下限設定の場合：0.79)	0.79	0.54
ケース3 (小規模・5者)	0.52	31.70 (下限設定：31.52)	0.03 (下限設定の場合：0.40)	0.40	0.55

※ 特定卸供給30者に加え、大規模な配電事業者 (東京電力PGの1/50(50億kWh);約140万世帯分)が30者会員となったケース1、小規模な配電事業者 (沖縄電力の1/100(0.8億kWh);約2.2万世帯分)が30者会員となったケース2、及び5者会員となったケース3を想定。

※ 配電のうち発電、小売の兼業者を、各ケースで20者、20者、5者と想定

- ◆ 各事業者グループ内において、親子法人等が存在する場合がある。
- ◆ 親子法人を含む会員の総体を一つの会員とみなし、当該会員のうちのどちらかの会員がその議決権を有し、他の会員はこれを有しないルールとしているが、配電事業者の特性を考え新しくルールを設ける必要がある。
- ◆ どの事業者区分とするかを自由に選択できるようにすると、議決権の有効度合を操作することが想定されるため、一定の考慮が必要。

## ➤ 新ルール① 事業規模(電力量)の按分についての考慮

ある一般送配電事業者と配電事業者が親子法人等の関係にある場合には、親子法人を含む会員の総体を一つの会員と考え、議決権を有する一の会員に、親子法人等の関係にある一般送配電事業者・配電事業者の電力量を集約する。

## ➤ 新ルール② 一般送配電事業者の親子法人等が配電事業に参入する際の議決権所有者についての考慮

総体としての会員の議決権を、一般送配電事業者とするか配電事業者とするかを選択できるとすると、全一般送配電事業者・全配電事業者の議決権の割合を相当程度、当該会員が恣意的に増減させることができってしまうことが考えられるため、当該会員の総体の議決権は、配電事業者ではなく一般送配電事業者が有するものとする。

<例> 一送Bの親子法人等である配電bが参入した場合



<議決権> 一送B (配電bは有しない)

<電力量> 一送B + 配電bの電力量合計を、一送Bの電力量として計算

- ◆ 構築小委において、委員より下記概要の発言があったことから、親子法人等の定義の見直しについては、事業者の認可状況等を鑑みながら検討していくこととしたい。

委員：親子関係等の法人については議決権をまとめるということに関連して、親子法人等を実質的な支配力による基準とするなど、考え方をもう少し広げてよいのではないか。

<参考> 電力広域的運営推進機関 定款

(用語)

第7条 (略)

2 この定款において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれに定めるところによる。

一 (略)

二「親法人等」とは、他の法人等の出資割合の過半数を有する法人等をいう。

三「子法人等」とは、一の事業者が法人等の出資割合の過半数を有する場合における当該法人等をいう。なお、一の事業者及びその子法人等又は一の事業者の子法人等が法人等の出資割合の過半数を有する場合、当該法人等は、当該一の事業者の子法人等とみなす。

四「親子法人等」とは、親法人等又は当該親法人等の子法人等をいう。

五～十四 (略)

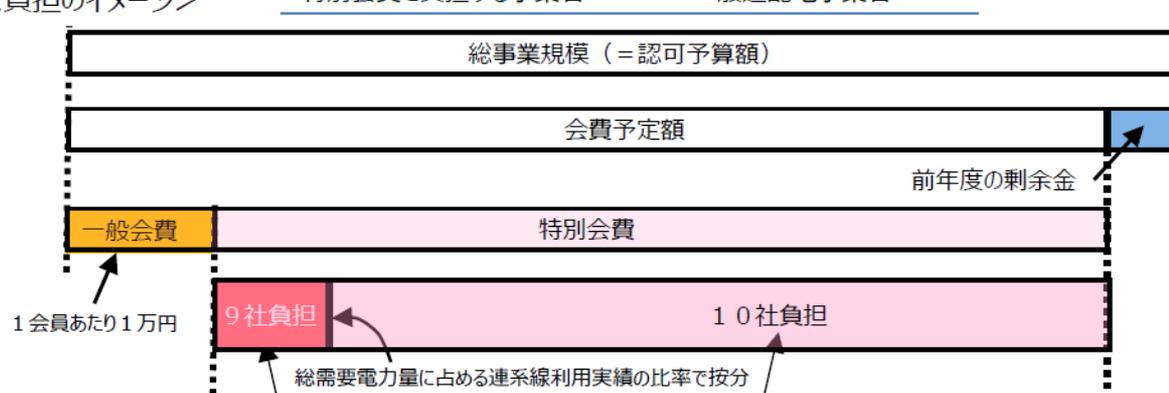
## 現在の会費等の負担の考え方

- 電力広域機関の収入は、前年度の繰越金と会費収入にわけられ、**会費は、全事業者から申し受ける一般会費と、一般送配電事業者から申し受ける特別会費**とに分かれている。
- 特別会費は、電力広域機関の運営に必要な費用について、一般送配電事業者が負担し、一般会費は、総会や必要な情報発信にかかる事務コストを念頭に全会員から申し受けている。
- **特別会費は、一般送配電事業者が新電力も含む全ての小売電気事業者から徴収した託送料金から、エリアの需要規模に応じて拠出している。**
- この他、**一般送配電事業者は、特別会費と同様にエリアの需要規模に応じて、災害等復旧費用の相互扶助制度の拠出金を拠出している。**

<会費負担の整理>

分類	所属事業者
一般会費を負担する事業者	全会員事業者
特別会費を負担する事業者	一般送配電事業者

<負担のイメージ>



9社負担、10社負担の各事業者への配分は地域別の需要電力量に基づく。  
各事業者の9社負担分と10社負担分のそれぞれの配分額の合計額が当該事業者の特別会費

◆ 現在の一般送配電事業者における特別会費は下記のように計算されている。

$$\text{会費} - \text{一般会費} = \text{特別会費}$$

$$\text{特別会費} - 9 \text{社負担分} = 10 \text{社負担分}$$

① 9社負担分：地域間連系線に係る費用として、沖縄を除く9社で負担する部分  
(総需要電力量に占める連系線利用実績の比率で按分)

② 10社負担分：特別会費から①を引いたもの。

一般送配電事業者	東京電力	...	四国電力	沖縄電力	合計	備考
需要電力量 (億 kWh)	2 6 9 8	...	2 5 3	7 7	8 3 6 0	
連系線利用 (億 kWh)					8 7 5	連系線利用率 1 0 . 5 %
特別会費 (億円)	3 5 . 5	...	3 . 3	0 . 9	1 0 9 . 8	
備考 (億円)	9社 = 3 . 7 10社 = 3 1 . 7		9社 = 0 . 4 10社 = 3 . 0	10社 = 0 . 9	9社 = 1 1 . 5 10社 = 9 8 . 3	

2021年度特別会費 (2019年度実績に基づいて計算)

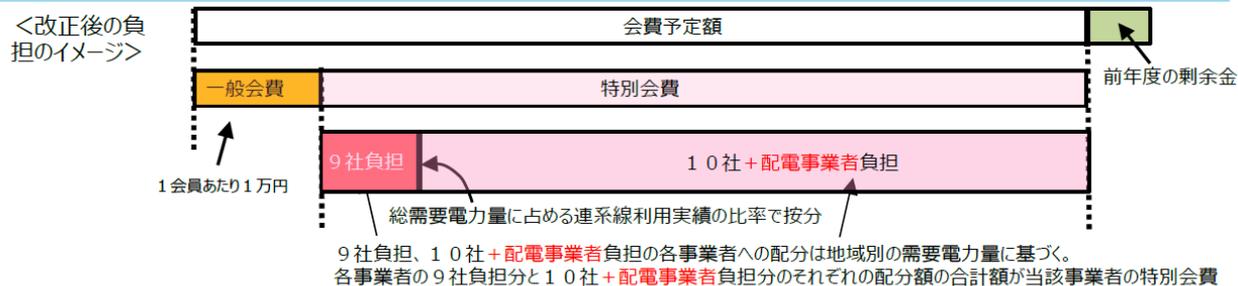
- ◆ 広域機関の年間予算は132億円（2021年度予算額）。この予算は広域機関の会費により賄われている。会費は一般会費※と特別会費に分けられる。特別会費は、広域機関の運営に必要な費用について、広く系統利用者が負担する仕組みとなるよう、高額となっている。  
※会費は、総会の会場等開催費及び招集通知の印刷・郵送費等の総会や必要な情報発信にかかる事務コストを念頭に一会員あたり1万円を申し受けている。
- ◆ 今回追加される配電事業者は、**託送料金を主たる収入として電気事業法上の電圧・周波数維持義務等を課せられた託送供給等を行う事業者**として位置付けられることから、特別会費を課すこと等となった。

第13回構築小委（2021年12月3日）資料2-4抜粋

## 【論点2】配電事業者の特別会費等について

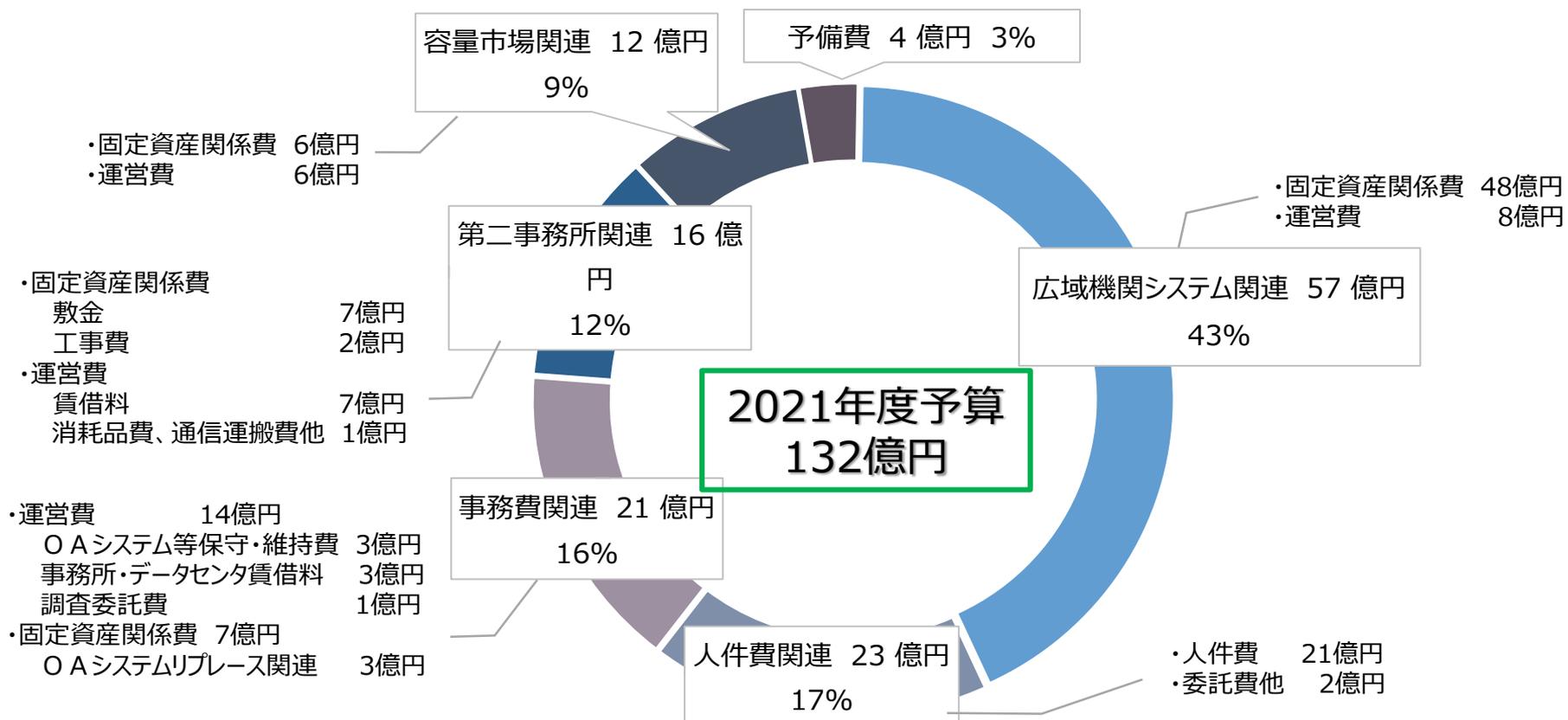
- 配電事業者は、一般送配電事業者と同様に託送料金を主たる収入として電気事業法上の電圧・周波数維持義務等を課せられた託送供給等を行う事業者として位置付けられることから、特別会費を課すこととしてはどうか。
- 他は従来通り一般会費のみの負担としてはどうか。
- また、災害等復旧費用の相互扶助制度における配電事業者の拠出金※については、基本的に特別会費と同様の方法で拠出することとして、詳細は、電力広域機関の運営委員会で議論することとしてはどうか。

※ 2020年6月電力レジリエンスWGにおいて、配電事業者は相互扶助制度の拠出対象として整理されている。



- ※1 なお、配電事業者により地域間連系線の利用有無が異なるため、配電事業者の特別会費負担分は、「需要電力量の比率に基づいて計算する10社負担分」のみとする。
- ※2 電力広域機関の予算は年度ごとに策定しているため、特別会費の発生は4/1に事業を開始していることを基準点とした上で精算手続は行わないこととする。
- ※3 配電事業者が新規参入してまだ実績値がない間は、各年度における供給計画の第一年度の需要電力量を用いて、各一般送配電事業者の供給区域内における需要電力量の比率により、特別会費を算定する。
- ※4 配電事業者が事業撤退した場合、その実績値に基づく事業撤退以降の特別会費は、事業を承継した一般送配電事業者又は配電事業者が負担する。9

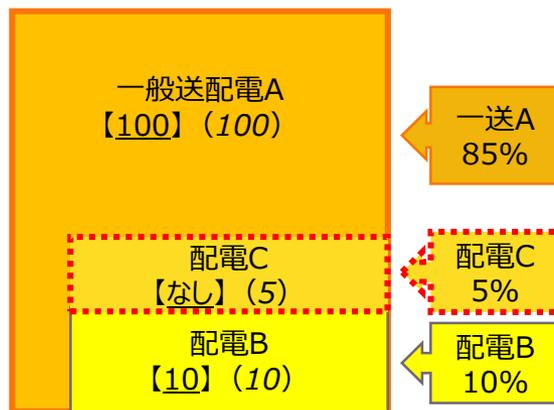
◆ 2021年度予算の内訳は下記の通り。



(注) 計数は、単位未満四捨五入のため合計と一致しない場合がある。

- ◆ 広域機関の予算は年度ごとに策定しており、主に特別会費で賄うため、需要電力量(各年度4月1日時点で実績値として確定できる2年度前の需要電力量)をベースに算定していることから、**特別会費の負担の発生基準は、4月1日時点で事業を開始している配電事業者とすることとする。**
- ◆ また、上記のとおり基準日を4月1日としているため、**配電事業者が期中退出を行った場合**にも、既に策定した予算は実施されるため、**精算手続きは行わないこととする。**
- ◆ **負担額を算定する電力量の算定においては、実績値として確定できる2年度前の需要電力量を用いているが、配電事業者が新規参入してから数年は代替措置※を設ける。**  
※各年度における供給計画（4月1日時点で届け出ている計画）の第一年度の需要電力量を用いて、各一般送配電事業者の供給区域内における一般送配電事業者と配電事業者の需要電力量の比率により、特別会費を算定する。
- ◆ なお、仮に配電事業者が事業撤退した場合、過去2年分の需要電力量実績に基づく事業撤退以降の特別会費は、事業を承継した一般送配電事業者又は配電事業者が負担することとする。

### <例> 一送Aと配電Bが事業中、配電CがAのエリアに新規参入する場合



- 【XX】は、2年度前の需要電力量実績値
- (XX)は、供給計画の当該第1年度の需要電力量

#### <計算>

- 各事業者の負担割合を供給計画の需要電力量から計算
- 一送A： $(100 - 10 - 5) \div 100 = 85\%$
- 配電B： $10 \div 100 = 10\%$
- 配電C： $5 \div 100 = 5\%$

※一般送配電事業者の電力量から配電事業者の電力量を差し引いた電力量を、特別会費の算定における一般送配電事業者の電力量とする。

### 3. 構築小委（12/3）における他発言

- ◆ 構築小委においては、下記記載のようなとりまとめがなされた。
- ◆ なお、前述（本資料12ページ）の議論以外に下記ご指摘もいただいた。今後の検討事項としてまいりたい。

委員：この方針に異論はない。ただし、会費負担の在り方として、受益との関係でどのようにしていくのか、いつか大きく見直すこともあり得るのではないか。何らかの機会に検討して欲しい。

理事長：広域機関に対する多方面からのご支援に感謝申し上げます。今後も、状況の変化に対応して適切に組織運営できるようにしていきたい。

第13回構築小委（2021年12月3日）資料2－4 抜粋

#### 本論点のまとめ

- 「電力広域的運営推進機関における特定卸供給事業者及び配電事業者の議決権・会費及び容量拠出金」について、以下のとおり、「第三次中間取りまとめ」に記載することとしてはどうか。

○「電力広域的運営推進機関における特定卸供給事業者及び配電事業者の議決権・会費及び容量拠出金」  
2020年6月の電気事業法の改正により、特定卸供給事業及び配電事業が規定されたことから、全ての電気事業者の会員加入が義務付けられている電力広域的運営推進機関における、特定卸供給事業者及び配電事業者の会費、議決権、容量拠出金等の取扱いについて新たに規定していくことが必要である。

このため、特定卸供給事業者については発電事業者グループに位置付けた上で、事業者数で議決権を按分すること、配電事業者については送配電事業者グループに位置付けた上で、これまで一般送配電事業者が有した議決権のうち、全ての一般送配電事業者と全ての配電事業者の電力需要量等により、議決権を按分した上で、各事業者の議決権については、事業者数で按分するとともに、当面、一般送配電事業者と比べて配電事業者は規模が小さいことが見込まれ、議決権が過小となるおそれがあることから、一定の議決権を有することが出来るように送電・特定送配電事業者が有する議決権を基準に下限値を設けることとした。また、会費については、特定卸供給事業者及び配電事業者に対して一般会費を求めるとともに、配電事業者については、一般送配電事業者と同様に託送料金を主たる収入として託送供給等を行う事業者であることから、特別会費を求め、その負担については、連系線利用実績分を除く特別会費のうち、需要電力量等により、その負担額を定めることとした。さらに、容量拠出金については、一般送配電事業者と同様に電圧・周波数維持義務にもとづき、必要な調整力を確保することが求められる配電事業者に対しても、容量拠出金の負担を定めることとし、その負担の割合については、配電事業者が参入するエリアのH3需要のうち、配電事業者が占める割合を負担額として求めることなど、会費、議決権、容量拠出金等の取扱いを新たに規定することとした。

本規定により、電力広域的運営推進機関の運営が確保され、特定卸供給事業者及び配電事業者を含め、広域的運営による電気の安定供給の確保その他の電気事業の総合的かつ合理的な発達に資することが期待される。

- ◆ 新たに広域機関の会員となる配電事業者・特定卸供給事業者の議決権、会費・特別会費の扱いについて、12月3日に資源エネルギー庁の構築小委で議論された内容に沿って、進めていく。
- ◆ 今後のスケジュールは下記を予定しており、パブリックコメント、評議員会、総会等を経て、定款の改正を行うこととしたい。
- ◆ また、配電事業者を予定している者及び関係事業者等へのご理解を十分にいただくため、関係情報を含むご案内を資源エネルギー庁と協力して行っていく予定。
- ◆ なお、構築小委でもご指摘いただいた通り、事業者の状況は制度運用から一定期間経過しないと予測がつかない側面がある。議決権、会費・特別会費の扱いについては、**今後適宜、見直し**を行ってまいりたい。

<スケジュール（予定）>

時期	実施事項
1 2月中旬～1月上旬	パブコメ
2月上旬	評議員会
3月上旬	総会